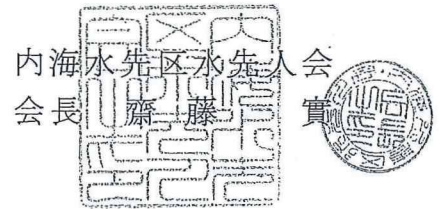


2017. 08. 29

内海一技17-028

(一社)日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中



当会タグボート使用基準の一部改定について

拝啓 立秋の候、貴会ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会水先業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記使用基準については、昭和62年5月の実施以降、改定することなく現在に至っておりますが、近年の港湾状況の変化及び出入港船舶の大型化等を受け、当会海務委員会においてタグボート使用基準の一部見直しについて検討した結果、別添の通り改定することと致しますので、お知らせ致します。

しかしながら、旧基準により現在使用しているタグボートについては、リプレイスまでの間は従前通りの配備を可能と致します。

なお、実施につきましては来年1月1日より開始致したく存じますので、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以 上

(写) 関係各位

【(新) 港内TUG使用基準】

平成30年1月1日実施

1. 一般 TUG使用基準

(新) 基準

船の大きさ (以上)	(D/W) (未 満)	TUG使用隻数及び定格馬力 (Z 型)	
		入 港 時	出 港 時
～ 6,000トン		1,000HP以上 1 隻	1,000HP以上 1 隻
6,000トン～ 30,000トン		2,000HP以上 2 隻	2,000HP以上 2 隻
30,000トン～ 50,000トン		3,000HP以上 2 隻	3,000HP以上 2 隻
50,000トン～100,000トン		3,000HP以上 3 隻	3,000HP以上 2 隻
100,000トン～200,000トン		3,000HP以上 4 隻	3,000HP以上 3 隻
200,000トン～		3,000HP以上 5 隻	3,000HP以上 3 隻 (バラスト状態) 3,000HP以上 4 隻 (載貨状態で満載喫水の 60% 以上の喫水)

※改定前における既存のTUGについては、リプレイスまでの間は従前通りの配備を可能とする。

(旧) 基準

船の大きさ (以上)	(D/W) (未 満)	TUG使用隻数及び定格馬力 (Z 型)	
		入 港 時	出 港 時
～ 6,000トン		1,000HP以上 1 隻	1,000HP以上 1 隻
6,000トン～ 30,000トン		2,000HP以上 2 隻	1,000HP以上 1 隻 1,500HP以上 1 隻
30,000トン～ 50,000トン		2,500HP以上 2 隻	2,000HP以上 2 隻
50,000トン～ 75,000トン		2,000HP以上 3 隻	
75,000トン～100,000トン		2,500HP以上 2 隻 3,000HP以上 1 隻	2,500HP以上 2 隻

100,000トン～150,000トン	2,000HP以上2隻 2,500HP以上2隻	2,000HP以上1隻 2,500HP以上2隻
150,000トン～200,000トン	2,500HP以上4隻	2,500HP以上2隻 3,000HP以上1隻
200,000トン～250,000トン	2,500HP以上5隻	3,000HP以上3隻 (バラスト状態) 3,000HP以上4隻 (載貨状態で満載喫水の 60%以上の喫水)
250,000トン～	2,500HP以上2隻 3,000HP以上3隻	

2. PCC TUG使用基準

(1) スラスターを装備していないPCC

船の長さ (LOA)	TUG使用隻数及び定格馬力
～180m 未満	3,000HP 以上 2隻 (Z型)
180m以上～225m	3,000HP 以上 3隻 (Z型)

(2) スラスター (1,000HP 以上) を装備したPCC

次の各項目を条件として TUG 使用基準を下記の通りとする。

- (イ) 平均風速 6 m/sec以下。 (ハ) 操船区域内に停泊船がないこと。
(ロ) 入船付の入港船、出船付の出港船。

船の長さ (LOA)	TUG使用隻数及び定格馬力
～180m 未満	3,000HP 以上 1隻 (Z型)
180m以上～230m	3,000HP 以上 2隻 (Z型)
230m以上～	3,000HP 以上 3隻 (Z型)

3. スラスター装備船のTUG使用基準 一般船舶（PCC、危険物積載船を除く）

トン 数	バウスラスタ-馬力	備 考
D/W 6千トン以上～ D/W 1.0万トン未満	400HP 以上	一般TUG使用基準 より 1 隻減ずる ことができる。
〃 1.0万トン以上～ 〃 2.5万トン未満	800HP 〃	
〃 2.5万トン以上～ 〃 5.0万トン未満	1,200HP 〃	
〃 5.0万トン以上～	2,000HP 〃	

上記の各基準は、次の状況に基づく最小限度のものであり、特殊な船種、船型、本船の状態、天候または港湾の状況によっては、この基準によらない場合がある。

- (1) 操船水域の状況により、安全が充分確認できること。
- (2) 本船の主機、舵機及びスラスタ-が使用し得る状態にあり、かつ操船性能が良好であること。
- (3) 風力は、平均風速 6 m/sec以下であること。
- (4) 潮流の殆ど無い場合であること。
- (5) 喫水・トリムは、標準的なものであること。

参考：バウスラスタ-の効率は概略次の通り

本船行脚(ノット)	0	1	2	3	4	5
効 率 (%)	100	80	60	40	20	0